

2020年6月19日

須増 伸子

20番日本共産党のすます伸子です。

この度は、新型コロナウイルス感染症対策についての取組について通告に従い質問いたします。よろしくお願いいたします。

県において、保健福祉部、保健所等、昼夜を分かたぬご奮闘いただいていることに心より感謝を申し上げます。

現在、緊急事態宣言は解除され、経済・社会活動の再開は、感染抑止をしながら、新しい生活様式のもとで段階的に進められています。感染拡大を抑止するための医療と検査の体制を抜本的に強化して、安心して経済・社会活動の再開に取り組めるようにすることと、大打撃を受けているくらしと仕事を支えることを一体に進めることが必要と考えます。

1、感染流行の「第2波」に備えた医療と検査体制の抜本的強化について 須増議員

まず検査体制についてはです。

先月、岡山県も参加している18道県の緊急提言が出されました。

この提言は、「国は“新たな生活様式”以外どうやって感染拡大を防止していくか不明確」、「第2波、第3波が来るたびに、今回のような自粛や休業要請を繰り返して消費の萎縮が続けば経済がもたない」との理由から、安全な医療体制を確保しながら感染拡大防止と経済、社会活動をバランス良く両立させる観点からまとめた、と報道されています。私もこの提言に大変共感いたしました。

まず知事にうかがいます。この提言では、「受動的な検査」から「感染者の早期発見・調査・入院等による積極的感染拡大防止戦略への転換」を目指しています。岡山県でも、PCR検査の検査体制を充実されますが、現在の一日80件をどこまで増やすのか数値目標をお示しいただき、併せて積極的検査体制へ進める決意をお聞かせください。

私は、先日、30代女性から、「職場からコロナでない証明書を求められたが、微熱だったために病院での検査が認められなかった」という話をききました。

今は「医師が認めれば」検査ができる体制といっても、医師は微熱程度では検査を認めない実態があり、そのために現在も検査数が伸びていません。現場の考え方を変えていくことが必要です。検査を認める基準を①ごく軽症を含む感染が疑われる人、②医療・介護・福祉従事者と入院患者・入所者などとして、対象者への検査が積極的に行えるよ

うに拡大すべきではないでしょうか。そして、検査体制の充実への財政支援を国に求めるとともに、県としてもさらなる予算拡充が必要ではないでしょうか。併せて保健福祉部長にお聞きします。

また、保健所に関しては、予算と定数を増加させることによって、体制強化を進めることが第二波への備えと考えますが、知事のお考えをお聞きします。

医療崩壊を起こさないための医療機関への財政支援の強化についてです。

いまの時期に「第2波」に備えた医療体制を確立しなければなりません。その大きな障害になっているのが医療機関の経営危機です。

日本病院会など3団体の調査によれば、医業収入が前年4月と比較し、コロナ患者を受け入れた病院は平均12%、受け入れていない病院は平均7%の減となっています。単月で数千万円の赤字が出ている総合病院があるなど深刻な経営難が起っています。県ではコロナのための空床確保を実施することとしており、この度の国の包括支援給付金で確保経費や慰労金は認められています。

しかし、そもそも、コロナ以前から、医療と介護は、低診療報酬のもと1パーセントの経常利益率が平均といわれる極端な薄利経営の業界です。この度資金繰りの対策として診療報酬の概算払いが行われましたが、7月には精算を求められ、その後は融資に頼らざるを得ません。返済見通しのない借金を医療現場にしているもので、とても、医療現場へ感謝しているという政治の姿勢とは思えないものです。

コロナ対応の医療機関と非コロナ対応の医療機関は、役割分担を行って医療を支えており、全ての医療機関の経営を守り抜くための財政支援が必要と考えます。そこで、県下の病院、診療所等の実態を調査して、国に財政支援を求めているかどうかと思いますが、知事のお考えをお示しください。

発熱患者の救急搬送がたらいまわしになっている話が続いています。岡山県保険医協会のアンケートによると、発熱患者への対応で31%が「来院自粛のお願い」をしているという実態です。一方特別の発熱外来を設置できているのは2.6%にとどまっています。あとは、駐車場などの院外での対応が50%となっています。熱中症で発熱症状も伴う人や、さらに、インフルエンザや風邪のはやる秋、冬に向けても発熱患者が適切に診察を受けられるように、医療圏域ごとに発熱外来の充実整備を進めることが大切と考えます。保健福祉部長のお考えをお示しください。

公的病院の統廃合についてです。

公的病院の統廃合について、政府は昨年9月、病院を名指しで再編統合を迫りました。政府の「地域医療構想」は、2025年度までに全国の急性期病床を3割も減らす政策

です。県が今後検討することとなるわけですが、せめてコロナが収束するまでは病床削減計画は停止すべきではないでしょうか。保健福祉部長のお考えをお示してください。

知事

共産党の須増議員の質問にお答えいたします。第2波への備えについてのご質問であります。

まず、PCR検査体制についてであります。数値目標は定めておりませんが、感染症が疑われるような方が、速やかに検査を受けられるよう、唾液を使った新たな検査方法の普及や、医療機関への検査機器の導入支援などにより、検査態勢の拡充に努めてまいりたいと存じます。

次に、保健所の体制強化についてであります。これまで、国の補正予算を活用し、一般相談電話や検体搬送業務の外部委託、大学と連携した調査体制の構築などに取り組んできたところであり、今後とも、必要な予算を確保し、保健所の機能強化を図ってまいりたいと考えております。

また、保健所の人員についても、引き続き、保健師OGの活用や県民局内の応援などにより、体制強化に努めてまいりたいと存じます。

次に、病院等への財政支援についてであります。新型コロナウイルス感染症による医療機関への影響については、これまでも、病院からのヒアリング等を通じて実態把握に努めており、多くの医療機関で外来患者が減少するなど、経営環境は厳しいものと認識しております。

引き続き、関係団体等と連携し、実態把握に努めるとともに、国に対して、医療機関編も適切な支援を要望してまいりたいと存じます。

以上でございます。

保健福祉部長

お答えいたします。

まず、検査基準等についてであります。軽症の場合でも、医師が新型コロナウイルス感染症を疑う場合は、検査の対象としているところであり、医師の診断によらず、医療従事者や入所者等を対象にすることは、現時点では考えておりません。

また、既に国の補正予算を活用して、検査体制の充実を図っているところであり、引き続き、感染が疑われる方が、速やかに検査を受けられるよう、体制整備に努めてまいりたいと存じます。

次に、発熱外来の充実整備についてであります。お話の発熱外来については、新型

コロナウィルス外来を設置する医療機関、救急医療機関、かかりつけ医などとの役割分担や、現場の意見を踏まえ、必要に応じ、検討してまいりたいと存じます。

また、多くの医療機関で、発熱患者の受け入れが進むよう、国の補正予算も活用しながら、院内感染防止の取組を支援してまいりたいと存じます。

次に、病床削減計画についてであります。地域医療構想を議論する調査会議は、新型コロナウイルスの影響で延期されておりますが、これまでの対応も踏まえて、今後、議論していく必要があると考えております。

この構想は、限られた医療資源を有効に活用し、医療体制を確保するためのものであることから、継続した検討が必要と考えており、引き続き、調整会議で丁寧に議論を進めてまいりたいと存じます。

以上でございます。

須増議員

知事、18 道県の緊急提言に参加をされて、内容を見て私も感銘をしたのですけれども、今のご答弁のなかで、検査充実すると言われるのですけれども、思い切った検査の拡大の決意というのがなかなか伝わりにくいのですけれども、もっと大胆に、積極的に切り込んでいくんだという思いをもう少し聞かせて頂きたいと思っております。

知事

もう少し、ちゃんと本音に近いことを言えと言う事だと思います。

この提言、ここまでまとめたのは、私、湯崎知事の手腕だと思いますけれども、実際、もともと、これはちょっと発想が逆なのではないかということ、一番最初に、一番声高に言い出したのは、小林慶一郎慶応大学教授であります。私大学の1年生の時に知り合ってずっと彼とは仲良くして、相談もしてきている間柄でありますので。彼の論点、いくつかの新聞にも何度も掲載をされているけれども、まったく私が思っていたことと近いところがありまして、何が、ボトルネックになっているのか。何は利用可能なのか。どこは増やせて、どこが増やせないのか。それぞれの、制約条件の中から、いまできる現実的なベストの方策っていうのは何なんだというときに、その経済学者である小林教授から見ると、この検査っていうことについて、今のキャパシティをちょっと狭く捉えすぎているのではないかと、というのが彼の論点でございます。厚労省からすると、一番あてになる、のはやはり保健所。これは間違いのないところでありまして、彼らはずっと訓練しているのできちんとした、今の時点で正確な結果を出せる、この人たちは誰から見てもあてになる人たち。そこをベースにすると、この程度の検査数しかできない。そうすると、かなり確立の高い人に検査を割り当てざるを得ない。そこから出発しているので、日本の場合は諸外国に比べて非常に検査の数が少ない。そういう制約の中で戦わ

ざるを得ない。それはそれで現実としてあると。ただ実際のところ、外出自粛をお願いするというのも、ものすごい経済的なコストがかかる。これはもうわかっていたところであるわけでありまして。今われわれも実際に感じているわけでありましてけれども。もしくは、それもしないと言う事になると、イタリアやスペインのような、本当に何万人も死ぬはめになるわけでありまして、どこをどうするんだっていうときに、多少、精度が落ちたところでこれまでやっていなかった人たちにも検査をしてもらうようにして、まず検査の体制を大幅に増やした方がいいのではないかと、これは過程とすれば、ある程度誰れも思いつくような過程でありまして。で、これはアメリカが第2次世界大戦のときに作った法律だそうですけれども、国家の非常時には国が指定したところが必要な供給を行わなければいけないということで、今回ジェネラルモーターズが人口呼吸器を作ることになりましたけれども、それに近いような形でその「あなた方、検査をしてください」「技術についてはここに聞いてください」「手順についてはここから聞いてください」ということで、まず国が主導して完ぺきとはちょっと違うかもしれないけれども、ある程度のレベルのこの検査体制をどっど作ると。それで、それを適用していくというのは他の色々なコストと比べるとかなり安いのではないのか、というのが彼のもともとの発想であります。実際には厚労省の言っていることも一理どころか結構ありまして、感染確立が低い、まだ蔓延状態でない時に、いいと言われているPCR検査ですら随分感度が低いという、7割なのかもっと低いのかと言う事ですし、特異度が高いのはいいことなのですけれども、特異度が99%、検査とすればかなりいい検査ですけれども。99%だとしてもまだ蔓延していない状況で大量の検査をすると擬陽性がブーッと出て、この本当の患者の何倍も何十倍もの擬陽性を生んでしまう、その擬陽性を追っかけているうちに病院が大変なパニックになってしまう、それを心配するのも本当によくわかるところであります。そういう中で、小林教授ともずっと議論をしてきたわけでありまして。ただ一端収まった今こそ検査体制を今よりは大幅に拡充をして、優先順位を見直していくというのは、私は非常にまっとうな考えだと思っております。これは必ず正しいと確信して言っているのではなくて、考え方の道筋として非常にまっとうに見えるので、ぜひ慎重に検討して頂きたいという趣旨であります。ぜひ、国の方で真剣に取り上げて頂きたいと考えております。以上でございます。

須増議員

ありがとうございました。知事、いまの前向きに取り組む体制をとりたいという決意をきいて安心致しました。国に対してもなのですけれども、岡山県が先進地としてさすがだなと言われるように、取り組んで頂きたいと改めて要望致します。

2、新型コロナの影響を受けた事業者の支援について

須増議員

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者への国の助成や給付が、スピードが遅く間に合っていないという問題が起こっています。また、岡山県においては、休業要請をしておらず、また、休業協力金を出していない9県のうちのひとつです。本県独自の事業者への支援策としては、国からの臨時交付金を活用し、企業活動継続支援補助金や生産性・おもてなし向上推進事業補助金、常時雇用者21人以上の事業者に対し50パーセント以上の売上高の減少がある場合に常時雇用者一人あたり2万円支給される事業継続特別支援金などを行うこととなっています。

それでもまだ十分とは言えない実態があります。倉敷商工会議所が4/22から27日に事業者を対象として実施したアンケートで、前年同月比の売上高が50%~75%以下までに落ち込んでいるところは22.6%、0~50%以下までに落ち込んでいるところは32.3%という結果となっており、また、事業の継続性については、「支援があれば可能」が37.3%、「支援があっても長期化すれば困難」が26.6%と深刻な実態が明らかとなっています。事業者への支援がさらに必要であることがわかります。

現在、岡山県事業継続特別支援金は常時雇用者21人以上の事業者に限定されていますが、20人以下のところをなぜ支援されないのでしょうか。ぜひ人数制限をなしにし、減収の規模も2割以上に対象を拡大することが必要と考えますがいかがですか。産業労働部長にお聞きします。

さらに、5月補正予算のうち25億円が市町村と連携して行う事業者支援とされています。しかし、市町村での取り組みはまちまちで、事業継続支援金などで2割減収事業者へ10万円から20万円の支援を行うところや、実施が検討されるところもあり、県が一律の支援を実施し、公平性を保つことが必要と考えます。知事、事業者に対する支援金の在り方についてどう考えているのかお示してください。

また、生産性・おもてなし向上推進事業補助金について、申請が多いと聞いていますが、申請期間があまりに短く、事業者からは間に合わない、とか、もっと柔軟な支援にしてほしいという声も聴いています。追加の補正予算も予定されており、申請の受付期間を延長したうえで、事業者に使いやすい補助金とすべきと考えますがいかがですか。産業労働部長にお聞きします。

また、国保の傷病手当金を被用者以外にも給付するため、県として国保会計に一般会計から法定外繰入を行い、農家や個人事業主も給付対象とすべきと考えますが、保健福祉部長のお考えをお聞かせください。

加えて、コロナで減収となった県民のため、国民健康保険料や介護保険料について、減免制度を県としてつくってはいかがでしょうか。保健福祉部長にお聞きします。

知事

お答えいたします。

事業者支援についてのご質問であります。

支援金の在り方についてであります。事業者支援にあたっては、県内経済全体の状況を俯瞰しながら、地域の実情に応じたきめ細やかな支援が重要と考えております。

このため、市町村と連携した地域の実態に合わせた支援や、従業員数に応じた県独自の支援に、スピード感を持って取り組んでいるところであります。

以上でございます。

産業労働部長

お答えいたします。

まず、岡山県事業継続特別支援金についてであります。この制度は国の持続化給付金を補完するためのものであり、給付金の効果が限定的となる、多くの従業員を雇用する事業者を対象としております。

また、地域経済維持のためには、売り上げが大幅に減少する事業者の支援が喫緊の課題であり、本制度においては対象とする雇用者数や減収規模などの要件を変更することはありません。

次に、生産性・おもてなし向上推進事業補助金についてであります。企業活動が縮小している期間を利用し、設備の導入や宿泊施設の改修などに取り組み、地域経済の再生にいち早くつなげるための補助金であり、年度内の事業完了を前提として募集期間を設定したものであります。

これまでに多数の応募があり、申請者から早期の事業採択の声が上がる中、予算を増額した上で、できる限り早期の採択に向け手続きを進めているところであります。

以上でございます。

保健福祉部長

お答えいたします。

まず、傷病手当金についてであります。この制度は、被用者が病気やけがの療養のため仕事を休んだ場合の所得補償を目的としており、今回、国民健康保険に加入する被用者が、新型コロナウイルスに感染した場合にも給付できるよう、国が特例的に財政措置しているものであります。

個人事業主等への給付拡大については、制度の趣旨に鑑み、国において判断されるべき者と考えております。

次に、国民健康保険料等の減免制度についてであります。一定程度収入の減少した被保険者について、県として減免制度を創設することは考えておりませんが、国民健康保険料及び介護保険料を市町村が減免した場合には、減免に要する費用の全額を国が財政支援することとされております。

以上でございます。

須増議員

事業者に対する支援のあり方についてなのですけれども、先ほど知事はきめ細かくスピード感を持ってという目的だとおっしゃっていましたが、私市町村が事業者に対してどういう支援をされているのか、ホームページで調べたり、役所に電話したりして、27市町村お聞きをしまして、一覧表にしました。現在、9つの自治体が事業者に対する支援をやっておりません。この6月議会でやっと提案されているのが4つ。今後検討しようとしているのが5つで全ての自治体でやるのですけれども、スピード感という意味でいうとまったく違うと思います。もちろん、きめ細やかさという実態に合わせるという事は大事なのですけれども、今の理由では成り立たないと言う事と、県が全体で支援策を実施して市町村がそれに上乘せしていくということが本来必要ではなかったのか。多くの県でもそうになっていると思うのですけれども、知事、もう一度この点をお願いします。

知事

市町村に対して、給付することについて、いろいろ問題があるのではないかと、いうことだと思いますけれども、実際、このように一部の地域でもない、一部の業界でもない、本当に広範囲に被害が及んでいるときに、どのように救済するか。これまで、ほとんどやったことのないような仕事を国、県、市町村のレベルでやっているわけでありまして。我々も難しい選択を迫られて決断をした。これからも決断をしていくことになるであろうと思いますけれども、そもそも言えば、あの決断をした時の状況で言えば、雇用調整助成金の支払いに非常に時間がかかっていた時であります。この、国からの支給が非常に遅れている。市町村は市町村で独自の対策を打っているところがちらほら出てきました。県で言えば、休業補償を決めているところが多かったわけでありましてけれども、休業補償についての支払いも大変なトラブルになっているような報道もきこえていたところでありまして。私もともと商売人でありますので、給付を受ける立場からすれば、大変ありがたい、1事業者あたり200万円これはとりに行きたい。ただなかなか、給付が行われていない。雇用調整助成金も非常にありがたいのだけれども、後払い方式で、かつまた様式がころころ変わってなかなか出てこない。最初に並んだ人すら、まだ出てきていない。という状態になっている。市町村は市町村で新たな要件を課して工夫をしている。そこに県がまた、独自の要件で新たな書類をお願いして、これをやってくればたぶん書類にして30枚くらい書いてくれれば20万円なのか10万円なのか知りませんが、お出ししますよ、というのは、それが本当に助けになるのか、またそれが何万件も同時にきて、実際には支給するのは6週間から10週間後になりますっていうときに、どれくらい助けになるんだというときに、とにかくスピードが大事なんだ

と考えたときに、これは国か市町村のどちらかに合わせる、というのが困っている事業者に現金が届くのは早いだろうというのが私自身の判断でありまして、国の方よりも、例えば岡山県で言えば、岡山市の飲食店の状況ですとか、県北の状況正直ずいぶん違います。それを国のものにあわせると、まったく北海道と大阪と岡山の区別もなしにやっているやり方。どの岡山のなかでも違うときに、じゃあどちらの方が実態に近いのかという事で言えば、これは市町村にお任せしようという判断をしたところでございます。どのやり方をしたとしても、完ぺきにはいかなかった。色々なご不満ですとか、こうした方がよかったのではないかというご質問を頂いている。これは事実でございます。ただ、あの時点でベストと判断して決断したところでございます。

須増議員

実態としてはスピード感という目標は達成されなかったということは認識して頂きたいと思います。それで県の事業支援のありがたいですけれども、そういう市町村任せであったり、21人以上に絞って零細企業にはやっていなかったり、やる気と体力のある所には支援するだとか、コロナで事業が本当に継続できない、悲鳴を上げている中小零細事業者への支援は、岡山県の単独支援としてはないんですね。それでいいんですか、知事。

知事

事業者支援、これからも続けていくつもりでありまして、できるだけ、困っている方に届くようにしていきたいと考えているところでございます。そもそも今回の我々の特別給付金については持続化給付金を補完するものでございます。二つセットで考えているところでございます。

須増議員

持続化給付金は5割を割り込む事業者に支給されるもので、本当にそれでは十分でないという風に思います。私も各種商工会議所や商店街や美観地区などいろいろなところに聞いて回ったのですが、月末が怖い、請求書を見るのが怖い。この月が超えられるだろうか。そういう切実な声であふれておりました。その給付金で経営がどうにかなるという額まで組めるとは私も思いませんけれども、そういう県からの、県としてのメッセージが必要ではないかと思うのですよね。国の2次補正はこの臨時交付金は、1次の倍組まれてありまして、どんなに少なく見積もっても前回の61億を下回ることはないと思いますね。それをしっかり活用して、苦境にあえぐ事業者すべてに支援を取り組んで頂きたいと思いますが、もう一度お願いします。

知事

この支援というのは本当に難しいところでありまして、実際今回国の基準は 50%ということでありました。確かに 50%をこえる売り上げが減った。例えば一部の観光業者に至っては 99%減ったという会社。一社だけではなかったわけでありまして。これは本当に大変だろうと思います。そういう、明らかに大変なところに手を差し伸べる、これもまずは大事なところでありあす。でもそうしたら 49%だったら大丈夫なのか。私も商売やってきましたから、実際 1 割減ただけでも結構きつい。これは固定費、変動費の割合がどうなるかで随分違いますけれども、じゃあどこまでいけば大丈夫ということになるのか。その 3 割減ったところまで救えばもう大丈夫なのか。そうしたら 29%でどうなのか。これはある種無限に続く道のりですから、どこかで切らざるを得ないということにあります。その時に支給ということになるとどうしても、県内だけ考えても事業者の数を考えれば一社あたりの支援額がどうしても限られるわけでありましてけれども、それが融資ということになると、随分同じお金でも助けられる数ですとか、幅が違って来る。これは私すごく大事なことだと思っていまして、有利な融資について国も思い切った判断をしてくれましたし、県としてもそれを強力でバックアップをする。最初は国の指定した窓口、もう大混雑で実質的には融資が受けられない人たちがズラッといたわけでありましてけれども、県の方で地元の金融機関でもほぼ同じ条件で融資が受けられるようにしたと。これは私、実質的に倒産したかもしれない企業を何社か救ったかに違いないと考えているところがございます。色々なやり方がありますけれども、ここにいらっしゃる皆さんが願っている、本当に厳しい会社、倒産してはいけないはずの会社をどう救うのかということについては、これからも真剣に考えていきたいと思っております。

須増議員

知事ありがとうございました。

融資を断われたり、融資そのものを受ける元気を失っている事業者もありますので、ぜひともよろしくお願ひしたいと思っております。

3, 雇用対策と学生への支援を

須増議員

事業継続を支援し、雇用を守り地域経済を支えていくことを目的としている国の雇用調整助成金はトラブルが多く、申請も大変なために、申請そのものをあきらめている事業者もあります。広島県は雇用調整助成金等の申請手続きに必要な費用補助制度を創設しており、岡山県でも社会保険労務士に申請代行を依頼する場合に必要な費用に対して助成してはどうでしょうか。産業労働部長のお考えをお示してください。

県下でもすでに大量解雇がおこっています。県として、年度中途の職員採用や臨時職員の増員を雇用対策として行ってはどうでしょうか。総務部長にお伺ひします。

さらに、多くの大学で、バイトのシフトが削られたり、仕送りが途絶えてしまった学生のために、大学から生活費の支援を行っています。岡山大学3万円、香川大学では月に3万円などです。また、学費の減免を行うことも有効だと考えられます。県立大学でもこうした支援が必要ではないでしょうか。総務部長のお考えをお示してください。

産業労働部長

お答えいたします。

雇用対策等についてのご質問であります。

申請代行費用の助成についてであります。国では、雇用調整助成金の申請が円滑に進むよう、様式を大幅に簡素化するとともに、添付書類を削減するなど、小規模事業者を中心に負担が軽減されているところであり、お話のような補助制度の創設は考えておりませんが、関係機関等と連携し、引き続き、しっかりと情報提供を行ってまいりたいと存じます。以上でございます。

総務部長

お答えいたします。

まず、年度中途の職員採用等についてであります。県では、企業に雇用を維持してもらうための様々な施策に取り組んでいるところであり、現時点では、雇用対策として、年度中途の職員採用等を行うことは考えていないところであります。

まあ、これまでも業務の増加等に応じ、年度中途の採用を行ってきたところであり、今後も必要に応じて、こうした対応を行ってまいりたいと存じます。

次に、県立大学での学生支援についてであります。今年4月にスタートした修学支援新制度による奨学金給付や授業料減免を、新型コロナウイルス感染症の拡大で経済的な影響を受けている学生にも適用とするとともに、新設の学生支援緊急給付金が受けられるよう支援しているところであり、

まずは、これらの制度の活用を努めながら、引き続き学生の状況等を注視してまいりたいと存じます。

以上でございます。

須増議員

ありがとうございます。

雇用調整助成金のことなのですが、今回コロナ対応で特例が設けられて、新しい制度も進む予定なのですが、実際にアルバイトとか雇用保険に入っていない方も申請の対象となったり、パートアルバイト短時間の人ももらえる、大変大きな特例なのですが、現場で、事業者にとそのこと自体が知られていなくて、もう実際に諦められ

ている人、また申請のややこしさに挫折した人が本当にたくさんいらっしゃるという話を聞いて、これをちゃんと受けて頂くことは本当に今回乗り越えるための一つ大きなポイントになると思うのです。そのための、応援する取り組みって本当に必要ではないでしょうか。もう一度お願いします。

産業労働部長

雇用調整助成金について色々制度の改正がされているけれども、十分に周知がされていなくて使われていないのではないかとこのご質問かと思えます。

我々と致しましては、制度が次々変わっていくという過程は確かにございますけれども、色々な支援機関等々、色々な形で情報共有を図っておりまして、その場で雇用調整助成金もこういう制度になっていますよというご説明も受けて、最先端にいる産業支援機関の職員がそれぞれそういった情報をもって、企業の方々、事業主の方々とは接するときにご紹介できるようなことをしようと、というような取り組みを進めておりまして。あるいは特別の相談会もこれまでに8回ほど開かせて頂きましたけれども、そういった場面に労働局のメンバーに来ていただいて、ご説明いただくとか。というようなことをしております。ご指摘のように、十分ではないかもしれませんが、できる限り事業者の方々に情報が届くように引き続き頑張っていきたいと考えております。

須増議員

努力はされているということなのですが、現実には知らされていなくて、その制度を適用しようという対象者がもっとたくさんいるってことを徹底的に調べて頂きたいですし、周知していただく積極的な対応がもっと必要だと思います。

この制度が有効だということで、広島県の実践をもとに、多くの県で取り組まれようとしていたり、市町村でも岡山県下でやっているところも出てきています。ぜひ、前向きに検討をお願いしたいと要望致します。

4、次にコロナ禍でさらに苦境にある被災者への支援について

須増議員

平成30年7月豪雨災害から二年が来ようとしています。いまだに先月末時点で1,386世帯が仮設住宅に住み、生活再建はこれからです。コロナの影響は、被災者にも等しくおそいかり、先日も、せっかく家の再建ができて真備に帰ってきたが、コロナで仕事がへり家族に八つ当たりをしてしまい家庭崩壊の危機にあることや、みなし仮設住宅に入居されている方からはコロナで孤独になってしまい、避難生活に加えて二重のストレスを感じていることなどを聞きました。この六月で倉敷市などの自治体を実施していた国保、介護保険、後期高齢者医療制度における窓口負担の無料化がいよいよ終了

してまいります。あらためて県としてのコロナの影響も加味した被災者支援として、国保、介護保険、後期高齢者医療制度における窓口負担の無料化の継続に向けた支援策を講じられないのか。保健福祉部長のお考えをお示してください。

保健福祉部長

お答えいたします。

被災者支援についてのご質問であります。窓口負担の減免は、保険者である市町村等の判断で行われ、その負担が大きい場合には、国から8割の財政支援などが行われることとなっており、被災の状況も一様でないことから、県が財政支援を行うことは難しいと考えております。

以上でございます。

須増議員

被災者支援については、本当にコロナで同じように大変な中プラスアルファの二重の苦難にあえいでおりまして、特別な、さらなる支援はどうしても必要であろうと思しますので、ぜひともご検討いただきたいと要望致します。

5、教育における対応について

須増議員

学年の締めくくりと新たな学年のスタートの時期の3カ月もの休校は、子どもにはかりしれない影響を与え、学習に相当の遅れと格差をもたらしました。授業時数を確保するために、土曜授業や7時間授業の実施、夏休みや学校行事の大幅削減など無理やり詰め込むようなやり方では、子どもたちに新たなストレスをもたらし、子どもの成長をゆがめ、学力格差をさらに広げることにもなりかねません。

子どもたちをゆったり受けとめながら、学びとともに、人間関係の形成、遊びや休息をバランスよく保障する、柔軟な教育が必要です。そうした柔軟な教育は、子どもを直接知っている学校現場の創意工夫を保障することが大切であり、学校の裁量を認めていくことが必要ではないでしょうか。教育長にお聞きします。

さらに、全国学力テストが中止されたことを受け県独自の学力テストも中止する県がある中で、岡山県は、8月31日までに小学校3、4、5年生と中学校1、2年生は実施することを各市町村教育委員会へ通知しています。中学生は定期テストもあるため、遅れた授業をとりもどし、さらに一日県学力テストを受ける時間的余裕はないというのが実態ではないでしょうか。子どもたちにとって思い出となる多くの大切な行事が中止されているのに、なぜ県学力テストは中止されないのでしょうか。教育長のお考えをお示

してください。

次に、学校現場での新型コロナウイルス感染症対策についてです。

学校でも、感染防止の三つの基本（(1)身体的距離の確保(2)マスクの着用(3)手洗い）が行われなくてはなりません。子どもへの手厚く柔軟な教育のためにも、また感染症対策のためにも、学校の教職員やスタッフを思い切って増やし、20人の少人数学級による授業ができるようにすべきではないでしょうか。国への要望と共に県として取り組むべきと考えますが教育長のお考えをお示してください。

また、この夏は夏休みが短縮され大変暑い中の登下校と授業ということで、熱中症対策は格段の注意が必要です。特別教室と体育館のエアコンの設置をすすめることや、ウォーターサーバーの設置、非常に暑い日は休校とすることなどの対応も必要と考えますが、教育長のお考えをお示してください。

最後に、保健室の感染症対策は十分に行われているのでしょうか。発熱者に加えて体調不良の子どもがでる場合など複数の対応が必要となれば機能停止してしまうのが実態です。専門家の意見を取り入れ必要な設備整備が行われるよう対応すべきと考えますが、教育長のお考えをお示してください。

教育長

お答えいたします。教育についての対応のうち、まず、学校の裁量についてであります。県教委の夏期休業短縮等による授業日数確保の決定を受け、県立学校では、休業中の取組や児童生徒の実態を踏まえ、その裁量において、年間指導計画や行事の内容等を見直すなど、確保した授業日を有効に活用し、学びの保障を行っております。

また、市町村立学校については、市町村教委において、地域の実態を踏まえ、判断しておりますが、県教委としても、必要に応じて、指導・支援してまいりたいと存じます。

次に、県学力テストについてであります。新型コロナウイルス感染症に伴う臨時休業が学力定着に与えた影響を見極める必要があり、児童生徒一人ひとりの前年度までの学力の定着状況を比較しながら、現在の状況を把握・分析し、個に応じたきめ細かな指導の充実を図ることができるよう、県学力テストを実施することといたしました。

実施にあたっては、学校の状況に応じて、時期や方法について、柔軟に対応できるよう配慮しておりところであります。

次に、20人学級についてであります。県教委として、20人の少人数学級を実施することは考えておりませんが、子どもへのきめ細かな教育の実施や学習環境の感染リスク低減のため、学習支援員や教師業務アシスタントなどのスタッフの臨時配置等を考えているところであります。

今後とも、感染症の状況等を注視しながら、必要に応じて、適切に対策を講じてまい

ります。

次に、熱中症対策についてであります。お話の体育館への空調設備の設置等は考えておりませんが、体育授業などでは、適切な距離を取った上でマスクを外すことや、活動前後だけでなく、活動中も含め適宜水分を補給するよう指導しているところであります。

また、空調設備の有無に合わせて活動内容や場所を変更するなど、各学校において工夫が検討されております。

今後とも、熱中症対策と感染症対策を講じつつ、子どもたちの健やかな学びを保障してまいりたいと存じます。

次に、保健室の感染症対策についてであります。学校で発熱等の風邪症状が見られる場合には、可能であれば安全に帰宅させることとしておりますが、学校にとどまる必要のあるケースもあることから、国の通知に基づき、他の児童生徒との接触を避けるため、待機させる場所として保健室以外の別室を確保するよう指導しているところであります。

今後とも児童生徒の健康と安全に配慮した保健室の活用がなされるよう指導してまいります。以上でございます。

須増議員

ありがとうございます。県独自の学力テストについて伺います。

この度の県独自の学力テストは、いつ学校に結果が返されるのですか。

教育長

再質問にお答えいたします。

県の学力学習状況調査につきましては、実施は 8 月までを計画しておりますけれども、その後、返却は 11 月上旬の予定でございます。

須増議員

コロナ休校中の実態把握をしたいという目的で行われるテストでありながら、11 月に結果を聞くということにどれだけの意味があるのかな、と感じるのですけれども、現在、先生方は現場で、3 ヶ月間の休校から明けて、子どもたちの身体面や心のケアも含めて、学力に一番集中してどの程度遅れているのか、格差があるのか必死で掴んでおられるのももちろん思うのです。そういう中で次々進んでいかなければならない時に、11 月に結果を聞いて実態把握もなにもないと思うのですけれども、いかがですか。

教育長

再質問にお答えいたします。

この時期、いわゆる休業によりまして学習の進捗というものは開けておりました学校と、休業を長くとっていた学校とによって違いますので、実施期間に幅をとっている状況がございます。結果の返却につきましてはすべての状況が揃ったところで全県の状況でお返しをするということで、先ほど申し上げたようなタイミングにはなりますが、お話のように、もう一刻も早く実施をして、早いところはですよ。採点をしてこれまでの休業の状況で子どもたちに力がついているかどうか、確認したいんだというような声も聞いております。これについては、各学校で当然実施が済みましたら、当然自己採点などによって子どもたちの学力の定着状況が確認できるわけでございますので、それはもう早くやって頂いて、全県の状況の中で今学習の状況はどうなのかという、他との比較につきましてはその段階で確認ができる状況になっていくかなあと、いうふうに考えております。そのような活用をしていきたいと考えております。以上でございます。

須増議員

柔軟に時期については学校に任せているとおっしゃるのですけれども、同じテストをするわけですから。もともと4月に実施されるべきものでしたので、前年の学力調査なんですよ。前年に学んだことをやるわけで、休業中の今年に学ぶべきものをどこまで掘んでいるかってことをつかむテストではそもそもないってこともありますし、実施期間については近隣の学校同士が違う時期にやると塾などに行っている子どもたちからすぐにその情報ももれてしまって、そう簡単に精度が落ちると言う事で、結局その教育委員会もしくは大きな圏域、美作とか岡山県域とかは同じ時期にせざるを得ないっていう現場の声も聞いています。結局、そんな調整をするっていうのはとっても難しいというお話なのですけれども、その点についてどうお考えですか。

教育長

再質問にお答えを致します。

この学力学習状況調査の内容でございますけれども、いま議員からご指摘ございましたように、前年までの学習内容、その継続性を前年と比べて、どういう風に子どもたちに力がついたかということを確認するものなんですけれども、お話のように時期がずれば、その時期がずれていくことは想定されますけれども、今のお話のように内容が近隣の学校から漏れるということはだいたいまあ、休業の時期は地域地域で同じような形で行っておりますので、近隣の学校へ問題が漏れてそれが大きな課題になるとは考えておりませんし、実際に様々な面からのテストになっておりますので、そのあたりのところは子どもたちの学習状況がどの程度把握できているか、子どもたちに身につけているかっていうことの確認はできるものという風に考えております。

須増議員

休業中の実態把握とは違うということについては確認したいと思いますが、今のお話ですと、子どもたちと先生が一所懸命この休業から立ち直って、学校生活に馴染んでいこうと努力されているのはもうわかっているんですけども、全国学テも中止をしている中で、やるっていうのは本当におかしいと思うのですね。今のお話を聞いていると、県の教育委員会がその学テ対策で安心したいだけでやりたいのかと、現場の子どもたちや先生たちの思いを本当にわかっているのかという風に感じますけれどもいかがですか。

教育長

お答えを致します。

現場はそう思っていないんじゃないかと、いうご質問でございますが、実際、現場でいま一番不安になっておることは、長期の休業によりまして、これまで子どもたちは、去年の段階でわかっていたことが、今年これだけ間が空いたことによって、どうなっているんだろうかと、というところが非常に心配な部分でありまして、むしろそのところをきちんと確認をして、これまで身についた学力の上に今年のをきっちりとのっけていかなければいけないと、という思いをもっておられますので、ぜひこの部分で県の学力テストを活用して、去年まで身につけていた力が今年いっぱいどうなっているのかというところを確認する必要がある、という風に考えておりまして、この県学テを通してそのあたりのところを伝えるだけではなくて、これと連携してこのところできていないところについては、その補充をしていくプリント、というものを合わせて用意できるような仕組みにしておりますので、子どもたちの力を確実につけていきたいという風に考えております。以上です。

須増議員

いま全国で、県の独自テストを実施している都道府県というのは、年々減っていきまして、平成30年で平成28年と比べると6県減りまして32都道府県となりました。いま、文科省が発表しているのは30年しかないのに32というのしかわからなかったんですけども、今年はコロナの影響でそもそも県の学力テストを中止するという報道があったところも数件あります。実際にはほとんどできないんじゃないかという風にも思います。そういう全国の動向は教育長ご存じですか。

教育長

全国の状況を知っているのかということでございますが、全国何県が本県と同じような学力テストをやっておられて、また今年何県中止したかということについては承知し

てありません。

須増議員

私はなんでこの学力テストにここまでこだわるかと言う事について申し上げますと、全国学力テストの順位目標を持っているという県は岡山県だけだというのは、以前この場で申し上げたのですけれども、この学力テストの順位をあげるために、現場が学力テストに向けて、何度も子どもたちの勉強を繰り返し、また学校のレベルやクラスのレベルが県下で数字が出てくるわけですから。本当に学力の調査と言いながら、やはり自分のクラスの成績を上げたいという先生たちの努力も一方であって、結局、この過度な競争をあおるのです。それで、今は、そういうことではない。もともと、そんなことをする必要はないと私は思っているのですけれども、この定期テストや、そういうテストで十分に先生たちは現場で学習の保証をされているわけですから、そのことで十分到達されて、過度な競争をあおるこのやり方自体が問題だと思っております。

改めて、中止を求めます。よろしくお願いします。

教育長

再質問にお答えいたします。

今、議員ご指摘のように、順位ということをお話になりましたけれども、現場の教員であると、子どもたちに力をつけてやりたいと、これが一番だと思います。ですから、その他のクラスと比べてどうこうよりも、自分のクラス 40 人扱ったら 40 人の子どもたちにきっちり勉強を分からせて次の学年に送りたいと思うのが、私は教員だと思っております。そのために、いま子どもたちがどれだけの、どこがわかって、どこがわからないのかと言う事を、はっきり確認したうえで、そこについて、あてがいの学習を進めていく必要があるというふうに考えておまして、いま定期テストというお話ございましたが、定期テストというのは今年勉強したことがどうなったのか、わかったかどうかということでありますので、過去にさかのぼってこれまで積み上げがどうかってことは、この県のテストでしかわからないということもございます。他県がどうお考えかはわかりませんが、本県は毎年そのように積み上げていって学力保障を進めていきたいと考えておりますので、しっかりと進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

須増議員

学校の先生方が子どもたちの学力を向上させたいと思っていることについて、私もわかっておりますし、それを否定するものでは全くございませんが、それが全国学力テストや県独自の学力テストではないと、いうことを、どこの県も正面から真偽について協議をして、やめていくことについては、岡山県としても検討課題だと私思います。以上意見です。

